

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布します。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第52号

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のよう  
に改正する。

附則第16項を削る。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

(別表第1)(第6条関係)

警察職給料表

職員の区分	職の番号	勤務級											
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級		
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用の警察職員以外の職員の	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	157,500	172,900	199,400	233,000	269,900	289,500	309,500	330,800	361,800	396,700	408,800	420,800
	3	164,100	180,200	207,800	250,300	288,300	308,500	329,600	351,200	382,300	420,800	432,100	442,600
	4	171,200	189,300	216,100	259,400	297,500	318,400	339,800	361,500	392,500	432,100	442,600	452,200
	5	178,300	199,200	223,600	268,600	306,800	328,500	349,900	371,800	402,500	442,600	452,200	461,900
	6	186,800	206,900	231,200	277,600	315,900	338,700	359,900	382,000	412,400	452,200	461,900	470,700
	7	196,500	214,400	238,800	286,800	324,800	348,700	369,800	391,900	422,200	461,900	470,700	479,700
	8	204,000	221,800	246,500	296,000	333,600	358,700	379,700	401,800	431,900	470,700	479,700	488,200
	9	211,500	228,700	254,700	305,200	342,400	368,400	389,400	411,500	441,500	479,700	488,200	496,800
	10	218,900	236,000	262,700	313,700	351,100	377,900	399,100	421,200	450,800	488,200	496,800	505,400
	11	225,700	243,800	270,700	322,100	359,200	387,400	408,700	430,800	459,400	496,800	505,400	514,100
	12	233,000	250,800	278,800	330,400	367,200	397,000	418,300	440,300	467,700	505,400	514,100	521,400
	13	240,700	258,700	286,900	338,700	375,000	406,400	427,800	449,200	476,100	514,100	521,400	525,700
	14	247,700	266,600	294,700	346,700	382,700	415,900	434,600	457,300	484,400	521,400	525,700	534,300
	15	255,600	274,500	302,500	353,800	390,400	424,600	441,100	464,700	492,500	525,700	534,300	543,200
	16	263,500	282,200	310,600	361,300	397,400	430,300	446,600	471,100	496,600	525,700	534,300	543,200
	17	270,900	289,400	318,900	368,900	404,500	435,800	450,900	475,100	500,600	525,700	534,300	543,200
	18	277,700	296,500	327,200	376,600	410,200	440,100	455,200	479,100	504,600	525,700	534,300	543,200
	19	284,100	303,300	335,100	384,300	415,700	443,600	458,700	483,100	508,600	525,700	534,300	543,200
	20	290,600	310,000	342,200	391,400	419,400	446,900	462,100	486,800	512,300	525,700	534,300	543,200
	21	297,100	316,700	349,700	398,400	422,400	450,300	465,500	490,500	516,000	525,700	534,300	543,200
	22	303,100	323,200	357,400	404,200	425,400	453,700	469,100	494,100	520,600	525,700	534,300	543,200
	23	309,500	329,500	365,100	410,000	428,500	457,100	472,500	497,500	523,000	525,700	534,300	543,200
	24	315,400	335,900	372,800	413,600	431,700	460,600	476,000	491,000	517,000	525,700	534,300	543,200
	25	321,100	342,400	379,900	416,600	434,500	463,600	479,000	494,000	520,000	525,700	534,300	543,200

26	326,900	348,800	386,900	419,600	437,600					
27	332,600	354,900	392,800	422,600						
28	337,500	360,300	398,600	425,800						
29	341,100	365,100	402,200	428,600						
30	344,800	369,500	405,200	431,500						
31	348,600	374,000	408,100							
32	352,400	376,600	411,100							
33	354,800	379,200	414,300							
34		381,700	417,100							
35		384,300	419,900							
36		386,900								
再任の 用警察員 職	245,000	255,300	264,800	279,500	308,000	328,300	345,200	366,300	393,600	425,600

(備考) この表は、警察官に適用する。

(別表第2)(第6条関係)

一般職給料表

職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用の警察職員以外の職員の	1	円									
	2	135,100	171,500	185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100	334,300	372,300
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	247,300	268,100	288,000	310,200	346,400	384,600
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	256,500	277,200	297,600	320,400	358,500	396,900
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	265,200	286,400	307,500	330,900	370,400	409,300
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900	393,700	433,800
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800	405,300	445,800
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400	417,000	457,100
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900	428,600	468,300
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300	439,500	479,100
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700	449,300	488,700
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100	458,800	497,500
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900	466,600	505,000
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800	473,100	511,900
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700	479,700	516,400
	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400	484,200	
	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200	488,600	
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000	492,800	
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900		
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500		
	21			299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200		
	22			301,000	354,700	375,500	414,500	431,900			
	23			302,900	357,000	378,000	417,900				
	24			304,900	359,200	380,600	421,400				
	25			306,900	361,600	383,200					

	26				308,700	363,800	385,900					
	27				310,600	366,100						
	28				312,600	368,400						
	29				314,500							
	30				316,500							
	31				318,400							
	32				320,300							
再任の 用警察員 職			150,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000	370,200	405,200

(備考) この表は、警察研究職給料表の適用を受けない一般職員（人事委員会の定める者を除く。）に適用する。

## (別表第3)(第6条関係)

## 警察研究職給料表

職員の区分	職務級の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任の警察職員以外の職員	1	円 —	円 —	257,900	300,000
	2	135,200	184,500	271,300	314,000
	3	139,600	194,400	284,800	327,900
	4	144,700	203,700	298,200	341,900
	5	151,000	213,000	311,800	352,800
	6	158,600	222,600	325,600	363,000
	7	167,100	234,400	339,300	372,800
	8	176,100	246,100	349,400	382,400
	9	184,700	257,800	358,800	391,800
	10	192,000	267,700	367,400	401,100
	11	199,700	278,100	375,200	410,100
	12	207,500	288,200	382,100	418,800
	13	215,500	295,400	388,500	427,500
	14	223,600	302,200	394,700	435,900
	15	232,000	309,000	400,800	443,500
	16	240,300	315,700	406,700	451,100
	17	246,700	322,400	411,900	458,600
	18	252,900	329,100	416,300	466,000
	19	259,000	335,600	420,700	472,600
	20	265,000	342,000	424,700	479,300
	21	270,500	348,300	428,700	484,500
	22	275,800	353,200	432,500	489,000
	23	280,900	357,300	436,300	492,900
	24	286,000	360,200	439,700	
	25	290,700	363,000	443,100	
	26	294,500	365,800		
	27	298,200	368,700		
	28	301,100	371,500		
	29	303,500	374,300		
	30	305,600			
	31	307,700			
	32	309,700			
再任の警察職員		219,400	266,200	300,800	344,100

(備考) この表は、長野県警察本部に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する一般職員で人事委員会の定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた警察職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した警察職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる警察職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(警察職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、警察職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、この条例による改正前の長野県警察職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(実施規定)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

警 務 課

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第53号

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の特例に関する条例(平成13年長野県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成14年1月1日から平成16年12月31日」を「平成15年1月1日から平成

18年3月31日」に改め、同条の表中

1,215,000円
936,000円
819,000円

を

945,000円
832,000円
728,000円

に、「819,000円以内」を「728,000円以内」に、「674,100円」を「599,200円」に、「765,000円」を「680,000円」に改める。

第3条中「平成14年1月1日から平成16年12月31日」を「平成15年1月1日から平成

18年3月31日」に改め、同条の表中

936,000円
864,500円
824,500円

を

832,000円
773,500円
765,000円

に改める。

附 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

人事活性課

長野県行政機構審議会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第54号

長野県行政機構審議会条例の一部を改正する条例

長野県行政機構審議会条例（昭和39年長野県条例第92号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。



## (専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

## (特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2中 「 | 行政機構審議会の委員 | 」 を  
 「 | 行政機構審議会の委員及び専門委員 | 」 に改める。

人事活性課行政改革推進室

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

## ○長野県条例第55号

## 長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第57条第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

## (5) キャンピング車

ア 総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車	年額	23,600円
イ 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	年額	27,600円

ウ	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	年額	31,600円
エ	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	年額	36,000円
オ	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	年額	40,800円
カ	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	年額	46,400円
キ	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	年額	53,200円
ク	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	年額	61,200円
ケ	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	年額	70,400円
コ	総排気量が6リットルを超えるもの	年額	88,800円

を

6,600円

6,000円

第57条第1項第4号

附則第17条の2第1項の表中

6,000円	6,600円
23,600円	25,900円
27,600円	30,300円
31,600円	34,700円
36,000円	39,600円
40,800円	44,800円
46,400円	51,000円
53,200円	58,500円
61,200円	67,300円
70,400円	77,400円
88,800円	97,600円

に改め、同条第3項の表中

第57条第1項第4号

第57条第1項第5号

を

3,000円

6,000円

第57条第1項第4号

に改め、同条第5項の表中

第57条第1項第4号	6,000円	3,000円
第57条第1項第5号	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円

第57条第1項第4号	6,000円	4,500円
------------	--------	--------

を

に改め、同条第7項の表中

第57条第1項第5号	第57条第1項第4号	4,500円
		6,000円
		18,000円
		21,000円
		24,000円
		27,000円
		31,000円
		36,000円
		40,800円
		46,400円
		53,200円
	61,200円	
	70,400円	
	88,800円	

第57条第1項第4号	5,500円
	6,000円

を

第57条第1項第4号	6,000円	5,500円
第57条第1項第5号	23,600円	21,000円
	27,600円	24,500円
	31,600円	27,500円
	36,000円	31,500円
	40,800円	35,500円
	46,400円	40,500円
	53,200円	46,500円
	61,200円	53,500円
	70,400円	61,500円
	88,800円	77,500円

に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。  
(自動車税に関する規定の適用)
- 2 この条例による改正後の長野県県税条例第57条及び附則第17条の2の規定は、平成15年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成14年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

税 務 課

一般と畜場の構造設備の基準に関する条例をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

## ○長野県条例第56号

一般と畜場の構造設備の基準に関する条例

と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)第1条第11号の規定による一般と畜場の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 係留所、消毒所及び隔離所には、洗浄設備が設けられていること。
- (2) 処理室を有する建物の周囲の地面は、幅1メートル以上不浸透性材料で築造され、適当なこう配が設けられていること。
- (3) と畜検査員室、従業員室及び更衣室が設けられていること。
- (4) 獣畜を運搬する車両を洗浄する設備が設けられていること。
- (5) 便所は、処理室から直接出入りできない構造とし、かつ、防そ及び防虫の設備並びに流水式の手洗設備が設けられていること。
- (6) と畜場の周囲には、高さ1.8メートル以上の塀が設けられていること。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

食品環境水道課

長野県砂防指定地管理条例をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第57号

長野県砂防指定地管理条例

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 砂防指定地内における行為の制限 (第3条-第11条)

第3章 砂防設備の占用 (第12条-第17条)

第4章 監督処分 (第18条)

第5章 補則 (第19条)

第6章 罰則 (第20条・第21条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、砂防法(明治30年法律第29号)及び砂防法施行規程(明治30年勅令第382号)の規定に基づき、砂防指定地の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「砂防指定地」とは、砂防法第2条の規定により国土交通大臣が指定した土地の区域をいう。

2 この条例において「砂防設備」とは、砂防法第1条に規定する砂防設備をいう。

第2章 砂防指定地内における行為の制限

(制限行為)

第3条 砂防指定地内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び治水砂防上支障がないと認められる規則で定める軽易な行為については、この限りでない。

- (1) 建築物、施設その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除去
- (2) 立木若しくは竹の伐採又はそれらの滑下若しくは地引きによる運搬
- (3) 切取り、盛土、掘削その他の土地の形質を変更する行為
- (4) たん水又は水を放流し、若しくは浸透させる行為



- (5) 土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄
- (6) 樹根又は草根の採取
- (7) 牛馬その他の家畜の放牧

2 前項の許可には、治水砂防上必要な限度において、条件を付することができる。

(新たに砂防指定地に指定された場合の措置)

第4条 砂防指定地の指定の際現に権原に基づき、当該砂防指定地内において、前条第1項各号のいずれかに該当する行為（同項ただし書に規定する行為に該当するものを除く。）をしている者は、当該行為について同項の規定による許可を受けたものとみなす。この場合において、許可を受けたものとみなされた者は、当該指定のあった日から30日以内に、当該行為について知事に届け出なければならない。

(国等の特例)

第5条 第3条第1項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、国又は地方公共団体は、同項各号のいずれかに該当する行為（同項ただし書に規定する行為に該当するものを除く。）をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

(変更の許可)

第6条 第3条第1項の規定による許可又はこの項の規定による許可を受けた者（第4条の規定により第3条第1項の規定による許可を受けたものとみなされる者を含む。以下「許可行為者」という。）は、当該許可に係る行為の変更（規則で定める軽易な変更を除く。）をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の表示)

第7条 許可行為者は、当該許可行為者の許可に係る行為（以下「許可行為」という。）を行う期間中、当該許可行為を行う場所の見やすい位置に、規則で定める標識を掲示しておかなければならない。

(住所、氏名等の変更の届出)

第8条 許可行為者は、住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(死亡等の届出)

第9条 許可行為者が、死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人は、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可行為の承継)

第10条 許可行為者について相続、合併又は分割（許可行為を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により許可行為を承継した法人は、許可行為者の地位を承継する。この場合において、許可行為者の地位を承継した者は、当該承継があった日から30日以内に、その

旨を知事に届け出なければならない。

(許可行為の完了又は廃止の届出)

第11条 許可行為者は、許可行為が完了したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 許可行為者は、許可行為を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前2項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該許可行為に係る砂防指定地の状況について検査するとともに、その結果に基づき治水砂防上必要な措置を講ずることを指示することができる。

### 第3章 砂防設備の占用

(占用の許可)

第12条 砂防設備を占用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 第3条第2項及び第4条から前条までの規定は、前項の規定による許可について準用する。

(占用料の納付)

第13条 前条第1項の規定による許可を受けた者は、占用料を納付しなければならない。

(占用料の額)

第14条 前条の占用料の額は、その都度知事が定める。

(占用料の納付方法)

第15条 占用料は、第12条第1項の規定による許可を受けた日から30日以内に当該年度分を納付し、当該許可に係る期間（以下この条及び第17条において「占用期間」という。）が翌年度以降にわたる場合は、次年度以降の占用料は、毎年度、当該年度の4月30日までに納付しなければならない。ただし、占用期間が翌年度以降にわたる場合で知事が特に必要があると認めるときは、当該占用の許可を受けた日から30日以内に全占用期間の占用料を納付させることができる。

(占用料の減免)

第16条 知事は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、占用料を減免することができる。

(占用料の還付)

第17条 既に納付された占用料は、還付しない。ただし、占用期間内に、知事が公益上やむを得ない理由により許可を取り消したときその他占用者の責めによらない理由により砂防設備を占用できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

### 第4章 監督処分

(監督処分)

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許

可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状の回復その他の必要な措置を講ずることを命じることができる。

- (1) 第3条第1項、第6条第1項（第12条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第1項の規定に違反した者
- (2) 許可に付された条件に違反した者
- (3) 虚偽その他の不正な手段により、第3条第1項、第6条第1項（第12条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第1項の規定による許可を受けた者
- (4) 第11条第3項の規定による指示に従わなかった者

2 知事は、許可行為者又は第12条第1項の規定による許可を受けた者に対して、砂防工事のためその他の公益上やむを得ない必要が生じたときは、前項に規定する処分をすることができる。

#### 第5章 補則

（補則）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 第6章 罰則

（罰則）

第20条 第3条第1項又は第6条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第4条又は第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に砂防指定地管理規則（昭和36年長野県規則第4号）の規定に基づく許可を受けて行っている行為及び許可を受けている者は、それぞれこの条例の相当規定に基づく許可を受けて行っている行為及び許可を受けている者とみなす。

県営水道条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第58号

県営水道条例の一部を改正する条例

県営水道条例（昭和38年長野県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の2条を加える。

（貯水槽水道に係る管理者の責任）

第18条の2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下この条及び次条において同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

（貯水槽水道の設置者の責任）

第18条の3 貯水槽水道のうち法第3条第7項に規定する簡易専用水道であるものの設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道のうち前項に定めるもの以外のものの設置者は、管理者が定める基準に従ってその水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

水 道 課

長野県男女共同参画社会づくり条例をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第59号

長野県男女共同参画社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第13条）

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の推進

第1節 男女共同参画計画等（第14条－第17条）

第2節 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策等（第18条－第26条）

第3節 苦情の処理等（第27条・第28条）

第3章 長野県男女共同参画推進指導委員（第29条－第32条）

第4章 長野県男女共同参画審議会（第33条－第38条）

第5章 補則（第39条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子差別撤廃条約の採択など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきた。

こうした国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性就業率が高く、女性が農業等の産業における重要な担い手になっている長野県においても、男女共同参画計画の策定を始めとした諸施策を実施してきた。

しかしながら、依然として性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く残っており、そのことによる社会のさまざまな場面での男女間の不平等や暴力などの問題が存在し、真に男女平等な社会の実現には至っていない状況にある。

こうした中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくためにも、緊急かつ重要な課題となっている。

このような認識に基づき、県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、よりのびやかに暮らせる長野県を、県と県民と事業者が協働して築くことを目指して、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「男女共同参画社会づくり」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善する上で適切な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

## (男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会づくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

## (生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重)

第4条 男女共同参画社会づくりは、生涯にわたる性並びに妊娠及び出産を含む生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

## (社会における制度又は慣行についての配慮)

第5条 男女共同参画社会づくりに当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における自由な活動の選択を阻害することのないよう配慮されなければならない。

## (政策等の立案及び決定への共同参画)

第6条 男女共同参画社会づくりは、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

## (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第7条 男女共同参画社会づくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職業生活における活動その他の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

## (国際社会の動向を踏まえた取組)

第8条 男女共同参画社会づくりの促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会づくりは、国際社会の動向を踏まえながら推進されなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会づくりに関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県民、事業者及び市町村等と協働するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第10条 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第12条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由として差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をしてはならない。

3 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアルハラスメント(性的な言動により個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。第25条第1項第3号において同じ。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第13条 何人も、公共の場所又は公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現
- (2) みだりに女性の身体を強調する等の過度の性的な表現

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の推進

第1節 男女共同参画計画等

## (男女共同参画計画)

第14条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めようとするときは、県民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県男女共同参画審議会の意見を聴かなくてはならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

## (施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 県は、男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会づくりに配慮するものとする。

## (財政上の措置)

第16条 県は、男女共同参画社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## (施策の実施状況の公表等)

第17条 知事は、毎年、県が講じた男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況について、その概要を公表しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会づくりの推進状況を勘案し、県の施策等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 第2節 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策等

## (広報活動の充実)

第18条 県は、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるため、男女共同参画社会づくりに関する広報活動の充実その他の措置を講ずるものとする。

## (教育活動等による意識の醸成)

第19条 県は、男女共同参画社会づくりについて教育の果たす役割の重要性にかんがみ、学校教育その他のあらゆる教育活動及び学習活動により、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めるものとする。

## (家庭生活における活動と他の活動との両立支援)

第20条 県は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるように必要な支援を行うよう努めるものとする。

## (自営業における環境整備)

第21条 県は、自営の農林業、商工業等に従事する女性が、正当な評価のもとに、その主体性をいかし、その能力を十分に発揮して、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるための環境整備に努めるものとする。

## (調査研究の推進)

第22条 県は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の策定及び実施に必要な調



査研究を推進するよう努めるものとする。

- 2 知事は、前項の調査研究において必要があると認める場合は、事業者の協力を得た上でその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第23条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画社会づくりの促進に関する活動並びに市町村が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置等)

第24条 県は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施し、並びに県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援するための総合的な拠点施設を設置するとともに、全県にわたり男女共同参画社会づくりを推進する体制を整備して、これら施策の充実を図るものとする。

(県の職場における環境整備等)

第25条 県は、県の職員が勤務する職場において、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 性別による固定的な役割分担意識を払しょくするための取組
- (2) 男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うための支援
- (3) セクシュアルハラスメントその他の男女共同参画社会づくりを阻害する要因による人権侵害のない環境の整備

- 2 県は、県の職員について、女性の登用を促進し、及び職域を拡大するための総合的な取組を推進するものとする。

(附属機関の委員等の構成)

第26条 県は、附属機関の委員等について、できる限り男女の数が均衡した構成とするよう努めるものとする。

### 第3節 苦情の処理等

(苦情の申出等)

第27条 県民及び県内に事務所又は事業所を有する事業者は、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策若しくは男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合又は男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合は、知事に対し、その旨を申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の申出を受けた場合において必要があると認めるときは、関係する他の県の機関に対し、当該申出に対する対応を求めることができる。
- 3 知事及び前項の規定により対応を求められた関係機関は、第1項の申出に対し、男女共同参画社会づくりの推進に資するよう、迅速かつ適切に対応するものとする。
- 4 知事及び前項の関係機関は、第1項の申出が男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合についてのものであるときは、その関係者に対して、

協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望その他の行為を行うことができる。

(不服の申出)

第28条 前条第1項の申出を行った者で、同条第3項及び第4項の対応等に対して不服があるものは、長野県男女共同参画推進指導委員に対し、書面により、その旨を申し出ることができる。

2 長野県男女共同参画推進指導委員は、前項の申出を受けた場合においては、別に定めるものを除き、その内容を審査し、申出者に対しその結果及び理由を書面により通知しなければならない。

3 長野県男女共同参画推進指導委員は、第1項の申出が男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合についてのものであるときは、その関係者に対して、協力を得た上で資料の提出及び説明を求めることができる。

4 長野県男女共同参画推進指導委員は、第2項の審査の結果必要があると認めるときは、関係する県の機関に対し、是正若しくは改善の措置を講じ、又は前項の関係者に対する助言、是正の要望その他の行為を行うよう勧告することができる。

5 長野県男女共同参画推進指導委員は、前項の勧告をした場合において、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、当該勧告の内容を公表することができる。

6 関係する県の機関は、第4項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

### 第3章 長野県男女共同参画推進指導委員

(設置)

第29条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、長野県男女共同参画推進指導委員（以下「指導委員」という。）を設置する。

(定数等)

第30条 指導委員の定数は、3人とする。

2 指導委員は、男女共同参画社会づくりに関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第31条 指導委員の任期は、2年とする。

(合議による勧告等の決定)

第32条 第28条第4項の規定による勧告及び同条第5項の規定による公表の決定は、指導委員の合議によるものとする。

### 第4章 長野県男女共同参画審議会

(設置)

第33条 男女共同参画社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、長野県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

## (任務)

第34条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関する事項
- (2) 県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に関する事項
- (3) 男女共同参画社会づくりの推進状況に関する事項
- (4) その他男女共同参画社会づくりに関する重要事項

## (組織)

第35条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員は、男女共同参画社会づくりに関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

## (任期)

第36条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第37条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第38条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。

## 第5章 補則

## (補則)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章第3節、第3章、第4章、附則第3項及び附則第4項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画については、第14条第1項に規定する手続を経て定められたものとみなす。

- 3 第4章の規定の施行の際現に長野県男女共同参画推進委員会設置要綱(平成12年3月31日付け11女第153号社会部長通知)の規定に基づき長野県男女共同参画推進委員として委嘱されている者は、その際第35条第3項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、第36条の規定にかかわらず、その者の長野県男女共同参画推進委員としての残任期間と同一の期間とする。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2中 「 総合計画審議会の委員及び専門委員 」 を

「 総合計画審議会の委員及び専門委員  
男女共同参画推進指導委員  
男女共同参画審議会の委員 」 に改める。

(長野県男女共同参画センター条例の一部改正)

- 5 長野県男女共同参画センター条例(昭和59年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「男女共同参画社会の形成の促進を図るため」を「男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施し、並びに県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援するための総合的な拠点施設として」に改める。

第6条第1号中「男女共同参画社会の形成」を「男女共同参画社会づくり」に改める。

調 査 課